

令和6年度 京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金のご案内

= 第1版 =
令和6年5月

【提出先・問い合わせ先】

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局（株式会社イー・コンザル）

住所：大阪市北区梅田2丁目4-9 プリーゼタワー1階 SYNTH

メールアドレス：zero-carbon-kyoto@e-konzal.co.jp

電話：050-8884-9988

ウェブサイト：<https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/support/>

目次

1	はじめに	3
2	補助金申請の流れ（一般的な例）	4
3	交付対象者.....	6
4	補助対象事業	6
5	補助対象設備の要件	9
6	補助対象経費	12
7	補助金額	12
8	景観手続（※必ず工事着手前にご確認ください。）	14
9	受付・提出期間	17
10	書類の提出先(事務局あて).....	17
11	交付申請に係る提出書類.....	18
12	交付申請書の記載例と注意点.....	30
13	実績報告に係る提出書類.....	33
14	実績報告書の記載例と注意点.....	39
15	交付金の請求に関する提出書類.....	42
16	変更・廃止に係る提出書類	42
17	申請取下げに係る提出書類	42
18	添付書類作成例	43
19	見積書の記載例	51
20	関連ダウンロードファイル	54

1 はじめに

京都市では、全国に先駆けて 2050 年 CO2 排出量正味ゼロを宣言し、市民・事業者の皆様とともに、オール京都で脱炭素社会の実現に挑戦しており、令和 4 年 11 月 1 日に、国が進める「脱炭素先行地域」に選定されました。この度、環境省が公募する「脱炭素先行地域」に選定された京都市の計画（以下「市計画」という。）において対象とする地域（以下「対象地域」という。）における再生可能エネルギーの導入等の脱炭素化を推進することを目的として、京都市脱炭素先行地域づくり事業に係る補助金の交付（以下「補助事業」という。）を実施します。

補助事業の申請にあたっては「令和 6 年度 京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金のご案内」（以下「本手引き」という。）及び、関連する以下の資料をよくお読みいただいたうえで申請を行ってください。

- [「京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要領」（以下「京都市要領」という。）](#)
- [「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（以下「国実施要領」という。）](#)
- [「別紙 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業）」（以下「国実施要領の別紙 1」という。）](#)
- [「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表 1-4・対象経費）」（以下「国実施要領の別表 1-4」という。）](#)

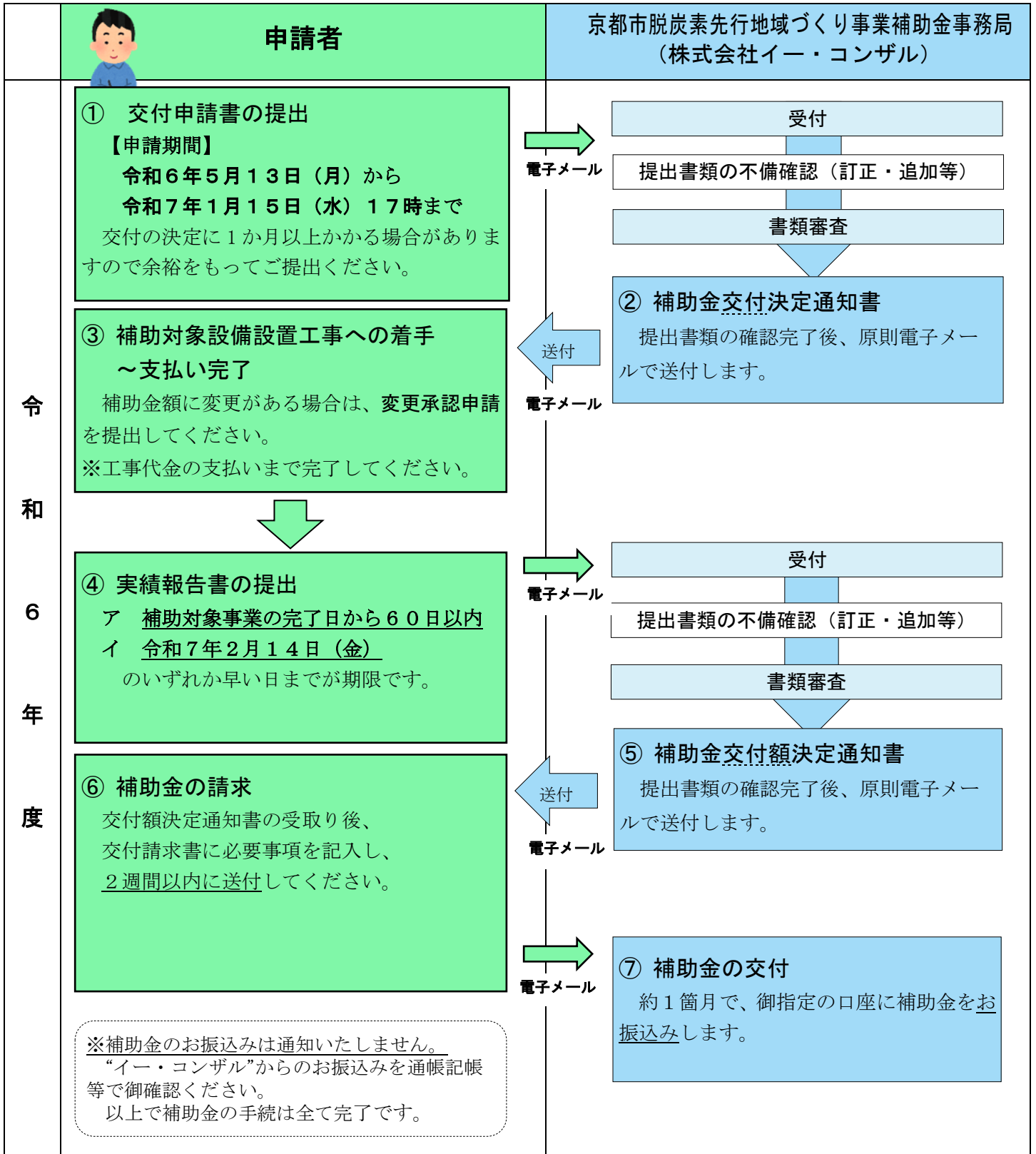
※「市計画」については以下のリンクもご参照ください。

脱炭素先行地域づくり事業

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000305694.html>

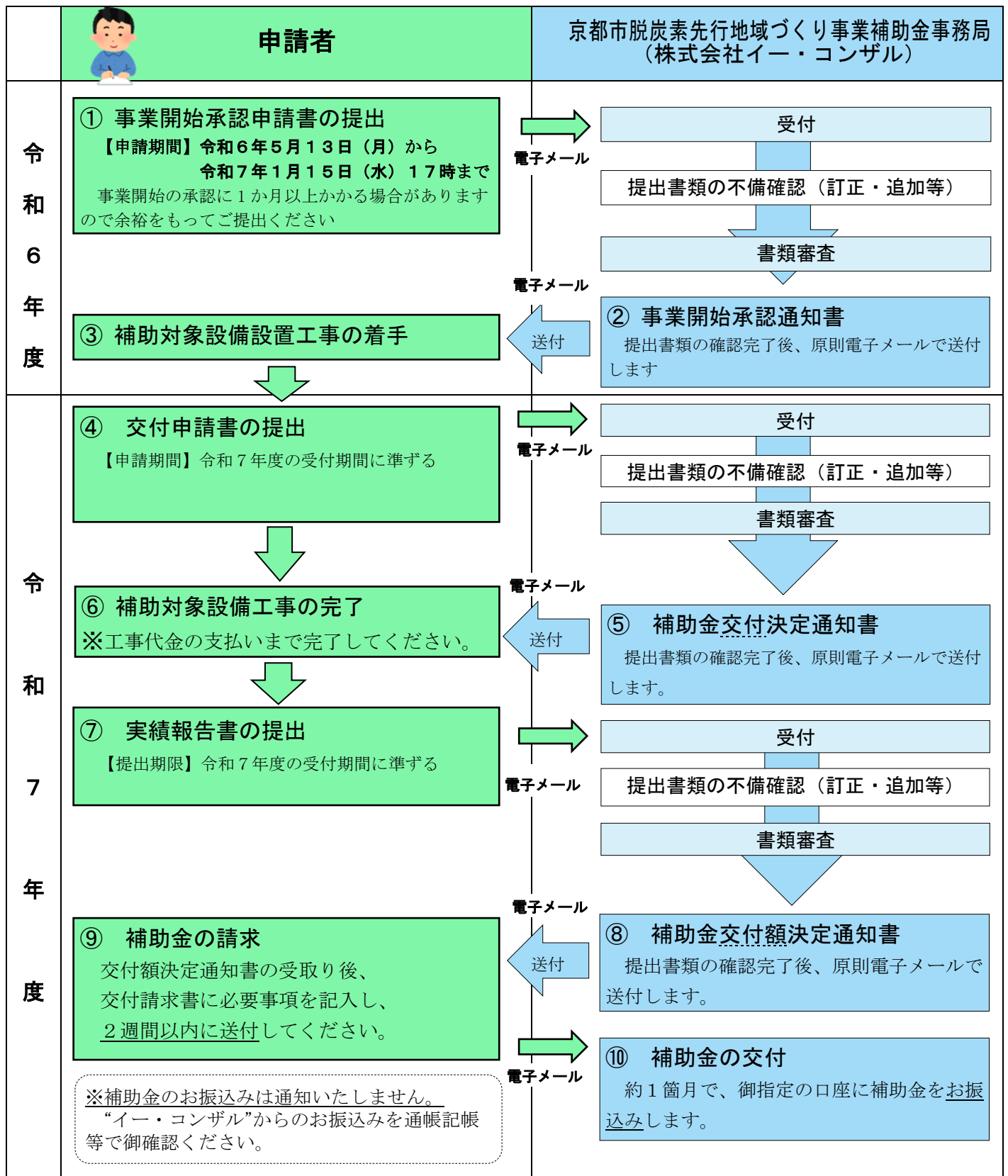
2 補助金申請の流れ（一般的な例）

（1）令和6年度に事業着手※し、令和7年2月14日までに実績報告が完了する場合



※ 事業着手=契約又は工事着工のいずれか早い方

(2) 令和6年度に事業着手※し、令和7年4月1日から令和8年2月13日までに
実績報告が完了する場合



※ 事業着手=契約又は工事着工のいずれか早い方

3 交付対象者

- (1) 市計画に基づき、対象地域で文化遺産群に関する取組を実施する以下のいずれかに該当する施設を所有又は管理する個人又は法人
 - ア 神社、寺院その他これらに類する施設又はこれに関連する施設
 - イ 文化遺産又はこれに関連する施設
- (2) 市計画に基づき、対象地域で商店街エリアに関する取組を実施する以下の者
 - ア 商店街振興組合
 - イ 商店街振興組合に加盟する個人又は法人
 - ウ ア及びイが入居する建築物の所有者
- (3) 市計画に基づき、対象地域で住宅群・エリアのうち以下のいずれかに関する取組を実施する個人又は法人
 - ア 既存住宅群
 - イ 三宅市営住宅跡地エリア
- (4) 市計画に基づき、対象地域でグリーン人材育成拠点群に関する取組を実施する法人
- (5) 市計画に基づき、対象地域で移動の脱炭素に関する取組を実施する法人
- (6) その他市計画に基づき、対象地域で脱炭素転換を支える基盤的取組を実施する個人又は法人

※リース契約又はP P A契約の場合、補助対象設備の所有者が交付対象者となります。

※補助対象設備を導入する建築物又は補助対象となる建築物の使用電力を、2030年度までに再エネ100%電力にすることを条件とします。

※その他の条件については、「京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要領」の第4条をご確認ください。

4 補助対象事業

事業実施期間(事業開始～事業完了※まで)が、令和6年4月15日(月曜日)から令和7年2月14日(金曜日)までの、以下の全ての要件を満たす事業が補助の対象となります。

- (1) 対象地域において実施するものであること。
- (2) 京都市脱炭素先行地域づくり事業¹であること。
- (3) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- (4) 各種法令等に遵守した設備であること。
- (5) 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること(中古設備は、原則、対象外)。

¹ 「市計画」に基づき「対象地域」で実施される事業のことを言う

- (6) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (7) 整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同じとする。
- (8) 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、入札又は2者以上の業者から見積書を取得し、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

※事業開始日は、契約日又は工事着工日のいずれか早い方とします。また、工事が完了して支払いが完了するまでを事業実施期間とします。

※また、補助対象設備は、固定価格買取制度(FIT)の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないことが条件となります。

交付対象者	補助対象事業	補助対象設備
3(1)に規定する交付対象者	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池
	省 CO2 等設備整備	高効率空調機器、高効率照明機器
3(2)に規定する交付対象者※1	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池
	省 CO2 等設備整備	高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション
3(3)アに規定する交付対象者※2	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池
	省 CO2 等設備整備	既存住宅断熱改修※3 高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション
3(3)イに規定する交付対象者	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池 充放電設備、充電設備、外部給電器
	省 CO2 等設備整備	ZEH、ZEH+
3(4)に規定する交付対象者	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池
	省 CO2 等設備整備	高効率照明機器
3(5)に規定する交付対象者	再エネ設備整備	太陽光発電設備

3(6)に規定する交付対象者	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	効果促進事業	

- ※1 補助対象設備を導入する店舗又は事業所当たり300万円を補助上限額とします。
- ※2 補助対象設備を導入する既存戸建住宅一戸当たり300万円（既存住宅断熱改修への補助金の額を除く。）を補助上限額とします。
- ※3 既存住宅断熱改修については、「京都市脱炭素先行地域づくり事業における既存住宅の断熱改修補助 申請の手引き」をご確認ください。

5 補助対象設備の要件

補助対象設備の主な要件を示します。詳細は[国実施要領の別紙1](#)（「既存住宅断熱改修」については、「京都市脱炭素先行地域づくり事業における既存住宅の断熱改修補助 申請の手引き」）をご参照ください。

補助対象設備	交付要件
太陽光発電設備	<p>a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>b 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>c 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>（項目 d 以降省略。）</p> <p>※詳細については、国実施要領の別紙1の（2）交付対象事業の内容 ア 再エネ設備整備（ア）太陽光発電設備を参照してください。</p> <p>※需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量が、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上であることを確認してください。</p>
蓄電池	<p>a 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>b 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>c PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる。）。サービス料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>（項目 d 以降省略。）</p> <p>※詳細については、国実施要領の別紙1の（2）交付対象事業の内容 イ 基盤インフラ整備（エ）蓄電池を参照してください。</p>

<p>高効率空調機器、 高機能換気設備、 高効率照明機器、 高効率給湯器、コ ーージェネレーショ ン</p>	<p>【高効率空調機器：a を満たすこと】 a 従来の空調機器等に対して省 CO2 効果が得られるもの。 【高機能換気設備：b を満たすこと】 b 平時に活用するものであり、次の (a) ～ (c) の要件を全て満たすこと。 (a) 全熱交換器 (JIS B8628 に規定されるもの) であること。 (b) 必要換気量 (1 人当たり毎時 30 m³以上※) を確保すること。 (c) 熱交換率 40%以上 (JIS B 8639 で規定) であること。 ※建築物の構造上、一人あたり毎時 30 m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。 「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和 2 年 3 月 30 日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。 (【高効率照明機器】以降省略。) ※詳細については、国実施要領の別紙 1 の (2) 交付対象事業の内容 ウ 省 CO2 等設備整備 (テ) 高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、高効率融雪設備、コージェネレーション等を参照してください。</p>
<p>充放電設備、充電設備、外部給電器</p>	<p>a 充放電設備、充電設備について、原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。ただし、国実施要領の別紙 1 の (2) 交付対象事業の内容ウ省 CO2 等設備整備ウ (セ) の付帯設備として導入する場合は、この限りではない。 b 「CEV 補助金」で補助対象となる銘柄に限る。 ※詳細については、国実施要領の別紙 1 の (2) 交付対象事業の内容 イ 基盤インフラ整備 (キ) 充放電設備 (充放電設備・充電設備・外部給電器) を参照してください。</p>
<p>ZEH、ZEH+</p>	<p>【共通】 a 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅 (建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅) の購入予定者となる個人若しくは販売者となる法人とする。 b 交付対象は、事業実施主体 (新築戸建建売住宅の販売者となる法人の場合を除く。) が常時居住する住宅であり、専用住宅であること (ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が ZEH 又は ZEH+を満たすこと)。</p>

	<p>c 導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）」の例を参考にすること。</p> <p>（項目 d 以降省略。）</p> <p>※詳細については、国実施要領の別紙 1 の（2）交付対象事業の内容 ウ 省 CO2 等設備整備(コ) ZEH、ZEH+を参照してください。</p>
<p>既存住宅断熱改修</p>	<p>※詳細については、「京都市脱炭素先行地域づくり事業における既存住宅の断熱改修補助 申請の手引き」を参照してください。</p>
<p>効果促進事業</p>	<p>a CO2 排出削減に向けた設備導入事業と一体となって、その効果を脱炭素先行地域内外に一層高めるために必要な事業等（次の（a）～（d）に掲げるものを除く。）。</p> <p>（a） 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等。</p> <p>（b） この効果促進事業による定量的な CO2 の削減効果が確認できないもの。</p> <p>（c） ランニングコストに充当するもの。</p> <p>（d） 基本構想の策定に該当するもの。</p> <p>※詳細については、国実施要領の別紙 1 の（2）交付対象事業の内容 エ 効果促進事業（ト）効果促進事業を参照してください。</p>

6 補助対象経費

次の各号に該当するものとします。

- (1) 設備整備事業（太陽光発電設備、蓄電池、ZEH/ZEH+、既存住宅断熱改修、高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション）
国実施要領の別表第1に規定する工事費、設備費、業務費、事務費
- (2) 車両導入事業（電動車、充放電設備、充電設備、外部給電器）
国実施要領の別表第2に規定する車両費（充放電設備を含む）
- (3) 効果促進事業
国実施要領の別表第3に規定する設備費、業務費、直接費（諸謝金、旅費、会議費等）

※補助対象外経費の例

- ペロブスカイト型太陽光発電設備のように、現時点で実証段階の技術・設備の設置に係る費用
- 商用化されていない設備や中古設備の導入に係る費用
- 一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用
- 電力会社や所轄行政機関等への申請・届出・登録に係る費用
- 建物の建設工事に係る基礎工事部分や設備の設置等に伴う建築物の躯体等（カーポート本体を含む。）に関する工事費（建物・設備の修繕費含む）
- 既に設置されている（されていた）設備の撤去費及び処分費
- 導入した設備の保守管理費（ランニングコスト）
- 土地造成費や除草・伐採に係る経費費用

7 補助金額

- (1) 補助金の額は、国実施要領の別紙1に掲げる補助率等のおりとし、補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- (2) 補助金の額は、交付申請書を提出した時点の補助金予算残額（交付申請年度の予算の上限額から、当該年度に既に提出された交付申請の申請総額を減じた額）を超えないものとします。なお、複数の交付申請書が同時に提出された場合で、それらの交付申請額の合計額がその時点での補助金予算残額を超える場合は、補助金予算残額に申請額の比率（各交付申請額をそれらの交付申請額の合計で除した率）を乗じて得た額を超えないものとします。
- (3) 京都市要領に基づく補助金以外の補助金の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、補助対象経費から京都市要領に基づく補助金以外の補助金の額を除いた額を上限とします。

- (4) 京都市要領に基づく補助金以外に、法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て補助対象事業を実施しようとする場合又は実施した場合は、京都市要領に基づく補助金の対象外とします。

8 景観手続（※必ず工事着手前にご確認ください。）

景観手続の要否については、以下の方法でご確認のうえ、不明な場合は、京都市都市計画局都市景観部景観政策課（222-3474）又は風致保全課（222-3475）にお問い合わせください。

（受付時間：午前 8 時 45 分～11 時 30 分、午後 1 時～午後 3 時）

景観規制等の確認方法


計画地の景観規制等については、「京都市景観情報共有システム」で確認できます。

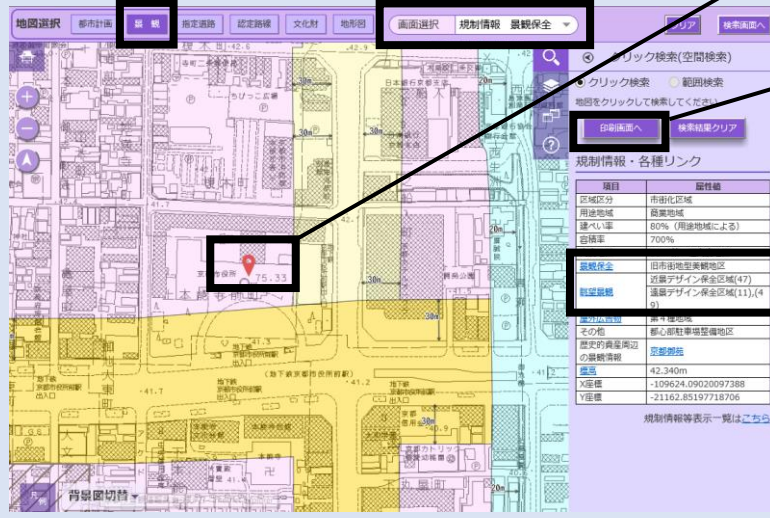
京都市景観情報共有システムの利用の仕方

- ①「京都市景観情報共有システム（<https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/>）」にアクセスし「利用する」をクリック
- ② 利用規約を確認し、内容に同意したうえで「同意します」をクリック
- ③「本システムのご利用方法」を確認：操作説明書をご覧ください
- ④町名等を入力し、検索したい場所を特定（検索では、町名までの特定が可能です。）



⑤ 「地図選択 景観」をクリックし、「規制情報 景観保全」を選択して、

用途地域で色分けされた地図に切り替え、
申請地をクリックしてピン  を立てます。

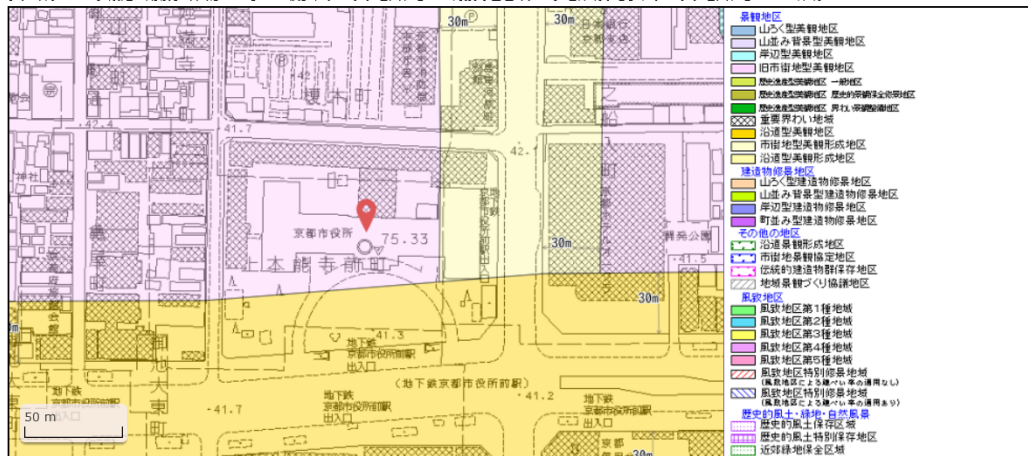


⑥ 規制情報を確認して、
印刷画面に移ります。

⑦ 景観保全、眺望景観の欄を御確認ください。

<印刷方法>

ファイル→ページ設定→用紙サイズは「A4」で「横」にチェックを入れる→「背景の色とイメージを印刷する」にチェックを入れる→OK→印刷



下記の表の規制内容は、図中指定部分の都市計画決定等の内容を示しています。

区域区分	市街化区域	景観保全	旧市街地型美観地区
用途地区	高層地域	眺望景観	近景デザイン保全区域(47),(47),(47) 遠景デザイン保全区域(11),(49)
建ぺい率	80% (用途地域による)	その他	都心部駐車場整備地区
容積率	700%		
敷地面積の最低限度			
高度地区	31m 第一種高度地区		

都市計画情報は、令和元年12月6日現在のものです。
この図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する
料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。

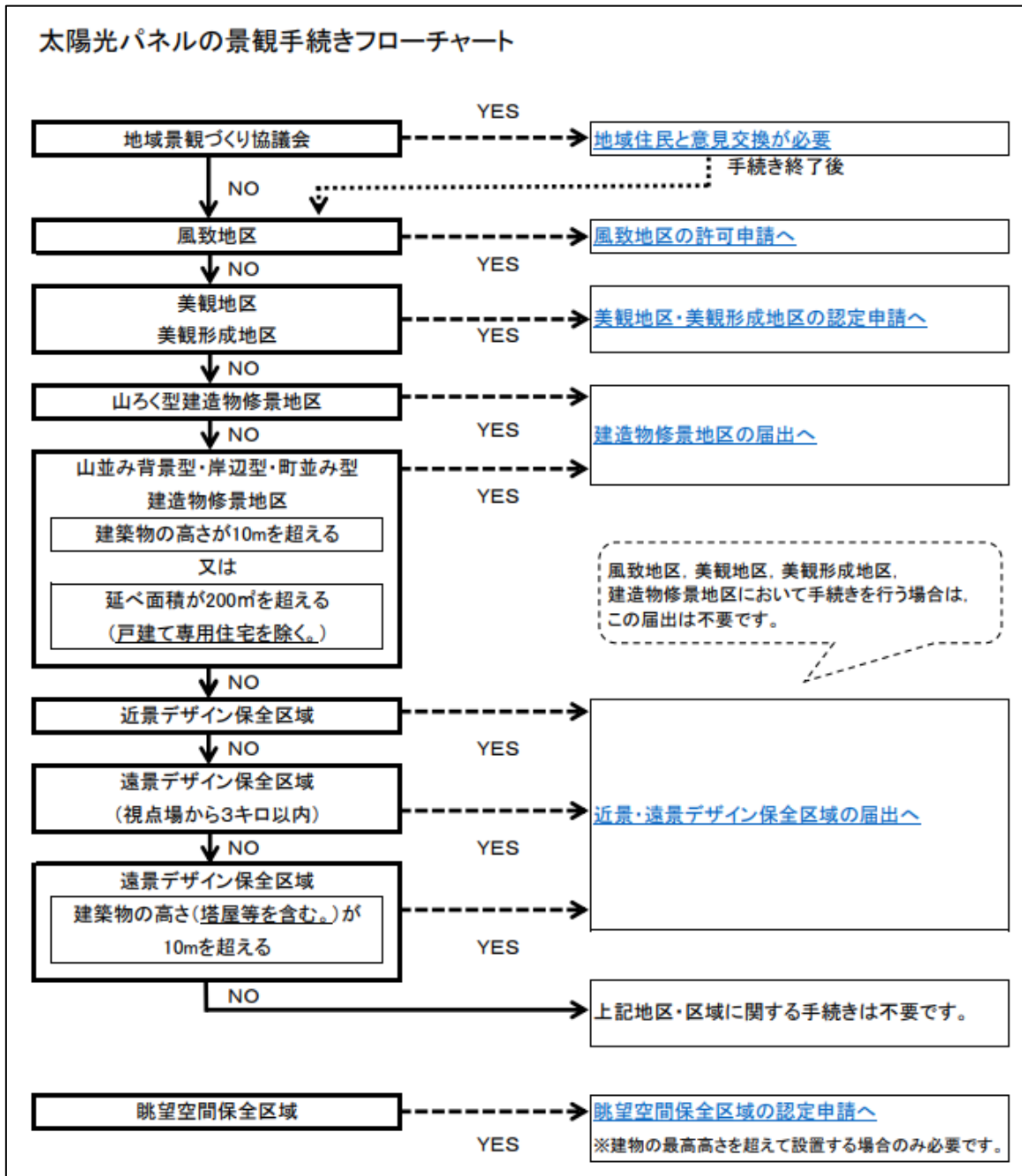
都市計画情報は、地図の精度上の誤差を含んでいます。権利や義務
の発生する行為や不動産取引など各種証明、都市計画の正確な情
報が必要な場合には、必ず都市計画課の窓口でご確認ください。

⑧ 都市景観部のホームページ

「太陽光パネルの景観に関する運用基準・手順のご案内」

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281390.html>)

のフローチャートと照らし合わせて、景観手続の要否を確認してください



9 受付・提出期間

補助金の交付を受けるには、「交付申請書」「実績報告書」「請求書」の提出が必要です。受付・提出期間内に必要書類を揃えて、事務局まで提出をお願いします。

※書類に不備がある場合、提出された書類に記載の連絡先へ、ご連絡します。

申請受付期間

令和6年5月13日（月曜日）から令和7年1月15日（月曜日）まで。

※既存住宅断熱改修の申請受付期間については、「京都市脱炭素先行地域づくり事業における既存住宅の断熱改修補助 申請の手引き」をご確認ください。

※受付期間にかかわらず、申請総額が予算額に達した時点で、受付を終了します。

※提出する書類については、「11 交付申請に係る提出書類」をご確認ください。

実績報告書提出期間

補助対象事業が完了した日から起算して60日以内又は補助対象事業が完了した年度の2月14日のいずれか早い期日まで。

※提出する書類については、「13 実績報告に係る提出書類」をご確認ください。

補助金交付請求

補助金交付額決定通知書(第16号様式)が届き次第、14日以内に補助金交付請求書(第17号様式)を事務局宛に送付してください。

10 書類の提出先(事務局あて)

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局（株式会社イー・コンザル）

メールアドレス：zero-carbon-kyoto@e-konzal.co.jp

※書類の提出は原則メールで行ってください。

1.1 交付申請に係る提出書類

(1) 必要書類一覧

○：全員提出 △：該当者のみ提出

No	書類名	様式	補助対象								形式	
			太陽光発電設備	蓄電池	高機能換気設備	高効率照明機器	高効率空調機器・高効率給湯器	コージェネレーションシステム	ZEH、ZEH+	充放電設備、充電設備、外部給電器		効果促進事業
1	交付申請書	第1号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Excel※
2	事業計画書	別紙1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	事業経費内訳表	別紙2	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
4	【申請書が個人の場合】 住民票の写し等 【申請者が民間事業者の場合】 現在事項又は履歴事項証明書 の写し等	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	PDF
5	補助対象設備の設置場所 又は補助対象建築物の地図	自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	補助対象経費が把握できる 見積書等	自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	CO2 削減効果の算定根拠 資料	自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	PDF 又は Excel
8	予定工程表	自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	PDF
9	電力需要計算書及びその 根拠資料	別紙4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	電力需要計算書は Excel、 根拠資料は PDF
10	【交付決定前に事業を開始する 場合】 事前着手届	第2号様式	△	△	△	△	△	△	△	△	△	Excel※
11	【前年度に事業開始承認 通知を受けた場合】 事業開始承認通知の写し	第6号様式	△	△	△	△	△	△	△	△	△	PDF
12	【PPAの場合】 サービス料金から補助金額 相当分が控除されていることが 分かる書類	自由	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

※シートを分割・削除しないで1つのファイルで送ってください。

No	書類名	様式	補助対象								形式	
			太陽光発電設備	蓄電池	高機能換気設備	高効率照明機器	高効率空調機器・高効率給湯器	コージェネレーションシステム	ZEH、ZEH+	充放電設備、充電設備、外部給電器		効果促進事業
13	【リース契約の場合】 リース料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類	自由	△	△	△	△	△	△	△	△	△	PDF
14	その他執行団体が必要と認める書類	自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	補助対象設備の仕様書又はカタログ	自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	補助対象設備の設置図等	自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	登記事項証明書の写し	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18	【申請者、補助対象設備使用者及び設置場所所有者が同一でない場合】 設備導入に関する同意書	別紙5	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
19	【申請者及び設置場所所有者が同一でない場合】 設置施設に関する同意書	別紙6	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
20	年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の算定根拠資料	自由	○									
21	補助対象設備を導入する建築物又は補助対象となる建築物の用途別床面積が分かる書類	自由	○									
22	【家庭用蓄電池（京都市火災予防条例の規制対象外となる設備）の場合】 蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助対象事業における補助対象システムとして、SII に登録されていることが分かる書類	自由		△								

No	書類名	様式	補助対象							形式	
			太陽光発電設備	蓄電池	高機能換気設備	高効率照明機器	高効率空調機器・高効率給湯器	コージェネレーションシステム	ZEH、ZEH+		充放電設備、充電設備、外部給電器
23	全熱交換機器（JIS B 8628に規定されるもの）であること、必要換気量（1人当たり毎30m ³ 以上）を確保していること、熱交換率40%以上（JIS B 8639で規定）であることが分かる書類	自由			○						PDF
24	以下のいずれかの機能を有するLEDであることが分かる書類 -スケジュール制御 -明るさセンサによる一定照度制御 -在/不在調光制御	自由				○					
25	撤去設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真	自由					○				
26	都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であることが分かる書類	自由						○			
27	建築確認済証の写し								○		
28	着手前写真	自由							○		
29	BELS申請書類の写し	自由							○		
30	【ZEH+の選択要件として電気自動車の充電設備を選択した場合】 配置図	自由								△	
31	使用材料が指定の仕様又は性能を備えることがわかる書類	自由									

No	書類名	様式	補助対象							形式		
			太陽光発電設備	蓄電池	高機能換気設備	高効率照明機器	高効率空調機器・高効率給湯器	コージェネレーションシステム	ZEH、ZEH+		充放電設備、充電設備、外部給電器	効果促進事業
32	経済産業省「クリーンエネルギー自動車」の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助対象の銘柄に登録されていることが分かる書類	自由									○	PDF
33	【充放電設備、充電設備の場合】 再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されていることが確認できる資料	自由									△	
34	事業内容を把握できる書類（事業概要等）	自由									○	

(2)書類作成における確認事項

共通

提出書類		確認事項
1	交付申請書（第1号様式）※	・ p30 を参照
2	事業計画書（別紙1）※	
3	事業経費内訳表（別紙2）※	・事業計画書に記載の金額と一致していること （ZEH、ZEH+は提出不要）
4	【申請者が個人の場合】 住民票の写し等 【申請者が民間事業者の場合】 現在事項又は履歴事項証明書の写し等	・発行日から3か月以内のもの
5	補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の地図	・ p51 を参照
6	補助対象経費が把握できる見積書等	・相見積もりを含む2社分（※ZEH、ZEH+は相見積もり不要） ・補助対象設備の設置場所所在地が見積書に記載されていること
7	CO2削減効果の算定根拠資料	・補助対象設備ごとに作成（外部給電器を除く） ・本補助対象事業の同一の申請により、下記の設備を太陽光発電設備と合わせて導入する場合、下記の設備については提出不要 ア 蓄電池 イ 充放電設備 ウ 充電設備 ・設備の能力などが事業計画書等の記載内容と一致していること
8	予定工程表	・補助対象事業の実施期間（契約予定日及び支払予定日）を把握できるもの ・補助対象設備の整備に係る工事期間、導入時期が判別できるもの（ただし、申請者がZEH又はZEH+の建売住宅を購入予定の個人である場合は、補助対象建築物の購入に係る売買契約予定日、支払予定日、引渡予定日が判別できること） ・複数年度にわたる場合は、年度ごとの実施内容が確認できるもの
9	電力需要計算書（別紙4）及びその根拠資料	・申請日の直近1年度分の電気料金の請求書、検針票、電力会社の契約者専用ウェブサイトの該当ページ等の写し

10	【交付決定前に事業を開始する場合】 事前着手届（第2号様式）※
11	【前年度に事業開始承認通知を受けた場合】 事業開始承認通知の写し
12	【PPAの場合】 サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類
13	【リース契約の場合】 リース料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類
14	その他執行団体が必要と認める書類

※1.交付申請書、2.事業計画書、3.事業経費内訳表、10.事前着手届は、Excelのシートを分割、削除せず提出してください。

太陽光発電設備

提出書類		確認事項
15	補助対象設備の仕様書又はカタログ	・事業計画書や見積書と型番や能力等が一致していること
16	補助対象設備の設置図等 (平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図等)	・補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できるもの
17	登記事項証明書の写し	・発行日から3ヶ月以内のもの ・補助対象設備を設置する建築物に係るもの ・所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が同一であること (同一でない場合は、同一の施設であることを示す書類を提出する) ・新築する建築物への設置等により建築物に係る登記事項証明書を申請時に取得できない場合は、設置場所の土地に係る登記事項証明書の写しをもってこれに代える
18	【申請者、補助対象設備使用者及び設置場所所有者が同一でない場合】 設備導入に関する同意書（別紙5）	
19	【申請者及び設置場所所有者が同一でない場合】 設置施設に関する同意書（別紙6）	
20	年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の算定根拠資料	

21	補助対象設備を導入する建築物又は補助対象となる建築物が住宅（併用住宅を含む）であれば、その延べ面積（建築物全体及び住宅の部分）が分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市又は京都市指定確認検査機関からの確認を受けた建築確認申請書等 ・交付申請書に記載の床面積と一致していること
----	---	--

蓄電池

提出書類		確認事項
15	補助対象設備の仕様書又はカタログ	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書や見積書と型番や能力等が一致していること
16	補助対象設備の設置図等（平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図等）	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できるもの
17	登記事項証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から3ヶ月以内のもの ・補助対象設備を設置する建築物に係るもの ・所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が同一であること （同一でない場合は、同一の施設であることを示す書類を提出する） ・新築する建築物への設置等により建築物に係る登記事項証明書を申請時に取得できない場合は、設置場所の土地に係る登記事項証明書の写しをもってこれに代える
18	【申請者、補助対象設備使用者及び設置場所所有者が同一でない場合】 設備導入に関する同意書（別紙5）	
19	【申請者及び設置場所所有者が同一でない場合】 設置施設に関する同意書（別紙6）	
22	【家庭用蓄電池（京都市火災予防条例の規制対象外となる設備）の場合】 蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助対象事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されていることが分かる書類	

高機能換気設備

提出書類		確認事項
15	補助対象設備の仕様書又はカタログ	・事業計画書や見積書と型番や能力等が一致していること
16	補助対象設備の設置図等 (平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図等)	・補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること
17	登記事項証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から3ヶ月以内のもの ・補助対象設備を設置する建築物に係るもの ・所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が同一であること (同一でない場合は、同一の施設であることを示す書類を提出する) ・新築する建築物への設置等により建築物に係る登記事項証明書を申請時に取得できない場合は、設置場所の土地に係る登記事項証明書の写しをもってこれに代える
18	【申請者、補助対象設備使用者及び設置場所所有者が同一でない場合】 設備導入に関する同意書(別紙5)	
19	【申請者及び設置場所所有者が同一でない場合】 設置施設に関する同意書(別紙6)	
23	全熱交換機器(JIS B 8628に規定されるもの)であること、必要換気量(1人当たり毎30m ³ 以上)を確保していること、熱交換率40%以上(JIS B 8639で規定)であることが分かる書類	

高効率照明機器

提出書類		確認事項
15	補助対象設備の仕様書又はカタログ	・事業計画書や見積書と型番や能力等が一致していること
16	補助対象設備の設置図等 (平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図等)	・補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できるもの
17	登記事項証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から3ヶ月以内のもの ・補助対象設備を設置する建築物に係るもの ・所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が同一であること

	(同一でない場合は、同一の施設であることを示す書類を提出する) ・新築する建築物への設置等により建築物に係る登記事項証明書を申請時に取得できない場合は、設置場所の土地に係る登記事項証明書の写しをもってこれに代える
18	【申請者、補助対象設備使用者及び設置場所所有者が同一でない場合】 設備導入に関する同意書（別紙5）
19	【申請者及び設置場所所有者が同一でない場合】 設置施設に関する同意書（別紙6）
24	以下のいずれかの機能を有するLEDであることが分かる書類 -スケジュール制御 予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御 -明るさセンサによる一定照度制御 明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御 -在/不在調光制御 人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御

高効率空調機器、高効率給湯器

	提出書類	確認事項
15	補助対象設備の仕様書又はカタログ	・事業計画書や見積書と型番や能力等が一致していること
16	補助対象設備の設置図等 (平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図等)	・補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること
17	登記事項証明書の写し	・発行日から3ヶ月以内のもの ・補助対象設備を設置する建築物に係るもの ・所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が同一であること (同一でない場合は、同一の施設であることを示す書類を提出する) ・新築する建築物への設置等により建築物に係る登記事項証明書を申請時に取得できない場合は、設置場所の土地に係る登記事

		項証明書の写しをもってこれに代える
18	【申請者、補助対象設備使用者及び設置場所所有者が同一でない場合】 設備導入に関する同意書（別紙 5）	
19	【申請者及び設置場所所有者が同一でない場合】 設置施設に関する同意書（別紙 6）	
25	撤去設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真	・仕様書又はカタログ等に記載された設備と同一の設備であるかを銘板等の写真を用いて確認できること

コージェネレーションシステム

	提出書類	確認事項
15	補助対象設備の仕様書又はカタログ	・事業計画書や見積書と型番や能力等が一致していること
16	補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図等）	・補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること
17	登記事項証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から 3 ヶ月以内のもの ・補助対象設備を設置する建築物に係るもの ・所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が同一であること （同一でない場合は、同一の施設であることを示す書類を提出する） ・新築する建築物への設置等により建築物に係る登記事項証明書を申請時に取得できない場合は、設置場所の土地に係る登記事項証明書の写しをもってこれに代える
18	【申請者、補助対象設備使用者及び設置場所所有者が同一でない場合】 設備導入に関する同意書（別紙 5）	
19	【申請者及び設置場所所有者が同一でない場合】 設置施設に関する同意書（別紙 6）	
26	都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であることが分かる書類	

ZEH、ZEH+

提出書類		確認事項
16	関係図面 (平面図、機器配置図、システム系 統図、単線結線図等)	・補助対象の設備及び補助対象外の設備が 判別できること
17	登記事項証明書の写し	・発行日から3ヶ月以内のもの ・申請する住宅の住所が確認できるもの ・所在欄等の記載事項と当該施設の所在表 示が同一であること (同一でない場合は、同一の施設であるこ とを示す書類を提出する)
18	【申請者、補助対象設備使用者及び 設置場所所有者が同一でない場合】 設備導入に関する同意書(別紙5)	
27	建築確認済証の写し	
28	着手前写真 交付決定前の事前着手が認められ ている場合を除く	・工事名称、撮影日、撮影者名を記入した 「着手前写真用ボード」が映り込んでいる ・異なるアングルから2枚撮影した着手前 の写真であること
29	BELS 申請書類の写し	
30	【ZEH+の選択要件として電気自動 車の充電設備を選択した場合】 配置図	・電気自動車(プラグインハイブリッド車 を含む。)の保管(充電)場所及びコンセ ントの設置位置が判別できるもの

充放電設備、充電設備、外部給電器

提出書類		確認事項
15	補助対象設備の仕様書又はカタログ	・事業計画書や見積書と一致していること
32	経済産業省「クリーンエネルギー自 動車の普及促進に向けた充電・充て んインフラ等導入促進補助金」の補 助対象の銘柄に登録されているこ とが分かる書類	
33	【充放電設備、充電設備の場合】 再エネ発電設備から電力供給可能 となるよう措置されていることが 確認できる システム系統図及び単線結線図等	

効果促進事業

	提出書類	確認事項
34	事業内容を把握できる書類（事業概要等）	

1 2 交付申請書の記入例と注意点

以下の記入例は、太陽光発電設備及び蓄電池の交付申請の一例です。作成の際は、申請内容に応じて必要箇所に記入してください。

第1号様式（第6条関係）

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請書

・提出日

(宛先) 株式会社イー・コンザル 代表取締役 榎原 友樹 様	2025年1月15日
申請者の所在地・住所 〒604-0000 京都府京都市〇〇区 〇〇町〇番地〇	申請者 (法人の場合)名称・代表者の職名・氏名 (個人の場合)氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 京都 太郎 電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 ※日中連絡がつく番号としてください。 メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇〇〇

・住民票又は現在事項証明書の住所と一致させる

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要領第6条第1項の規定により補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額（千円未満切捨て） 金 1, 176, 000円
- 2 補助対象事業の内容
詳細は、事業計画書（別紙1）及び事業費内訳表（別紙2）のとおり
※ ZEH、ZEH+の場合は、事業計画書（別紙1）のとおり
※ 既存住宅断熱改修の場合は、事業計画書（別紙1）及び断熱改修経費明細書（別紙3）のとおり

3 補助対象事業の開始及び完了の予定日

補助対象事業及び補助対象設備		開始予定日	完了予定日
事業全体 ※複数の補助対象事業を実施する場合は、以下に補助対象事業及び補助対象設備を記載してください。		2024年11月1日	2025年2月3日
補助対象事業	補助対象設備		
再エネ設備整備 基盤インフラ整備	太陽光発電設備 蓄電池	2024年11月1日 2024年12月2日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	2024年12月2日 2025年2月3日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

・補助対象事業の実施が、複数年度（2箇年）にわたる場合、事業開始承認申請書を提出してください。

4 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- ☐ 導入設備を法令、条例等に適合して設置すること。
- ☐ 要領第4条第2項の各号のいずれかに該当しないこと。
- ☐ 導入設備の使用状況について、執行団体又は京都市から実績報告の要請があった場合には、発電実績等を提出すること。
- ☐ 導入設備について、補助金の受給完了後も、管理するための台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、効果的な運用を図ること。
- ☐ この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、要領第16条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと。
- ☐ 補助対象設備を導入する建築物（ただし、要領第4条第1項第2号に掲げる者にあつては、補助対象設備を導入する店舗又は事業所単位を含む。）又は補助対象となる建築物の使用電力を、2030年度までに再エネ100%電力にし、また、2030年度まで継続すること。
- ☐ 補助対象設備を導入する建築物（ただし、要領第4条第1項第2号に掲げる者にあつては、補助対象設備を導入する店舗又は事業所単位を含む。）又は補助対象となる建築物における使用電力量、その電源構成及び非化石証書の使用状況等の情報について、執行団体等が当該電力の供給契約先の小売電気事業者を介して匿名加工情報として取得し、本事業の推進のために利用することに同意すること。

・建築確認済証の延べ床面積と同じになっているか確認してください。

5 補助対象設備を導入する建築物又は補助対象となる建築物の概要

所在地	〒604-0000 京都府京都市〇〇〇番地〇		
延べ面積	建築物全体	400	m ²
	住宅部分	300	m ²

※ 延べ面積については、住宅（併用住宅含む）への太陽光発電設備の導入の場合のみ記入してください。

6 委任状

私は、要領第17条に規定する交付申請手続の代行について、以下の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	株式会社〇〇〇〇
担当者氏名	上京 一郎
所在地	〒603-0000 京都府京都市〇〇区〇〇番地〇
電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇〇
営業日	月～金 09:00-17:00

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、執行団体からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

7 申請者等の情報

申請者がPPA事業者又はリース事業者の場合のみ記入

(1) 導入設備使用者の情報

- ※ 申請者がPPA事業者又はリース事業者の場合で、導入設備の使用者が異なる場合は、補助対象設備使用者の情報を記載してください。
- ※ 導入設備使用者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		株式会社△△△△
代表者	職名	代表取締役
	氏名	下京 花子
担当部署	部署名・役職名	総務部 部長
	担当者氏名	中京 太陽
	住所	〒604-0000 京都府京都市△△区△△番地△△
	電話番号	△△△ - △△△ - △△△△
	メールアドレス	△△△△@△△△△

(2) 設置場所所有者の情報

設置場所所有者が申請者と異なる場合のみ記入

- ※ 設置場所所有者が、申請者・導入設備使用者とも異なる場合は、設置場所所有者の情報を記載してください。
- ※ 設置場所所有者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代表者	職名	
	氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	所在地	
	電話番号	- -
	メールアドレス	

1.3 実績報告に係る提出書類

(1) 必要書類一覧

○：全員提出 △：該当者のみ提出

No	書類名	様式	事業区分									形式	
			太陽光発電設備	蓄電池	高機能換気設備	高効率照明機器	高効率空調機器・高効率給湯器	コージェネレーションシステム	NEH、NEH+	充放電設備、充電設備、外部給電器	効果促進事業		
1	実績報告書	第15号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Excel※
2	事業経費内訳表	別紙2	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	事業報告書	別紙7	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
4	契約書等の写し	自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
5	補助対象事業に係る支出を証する書類の写し	自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	PDF	
6	【PPAの場合】本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	自由	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
7	【リース契約の場合】本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	自由	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
8	その他執行団体が必要と認める書類	自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
9	導入設備の設置後の写真	自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
10	導入設備の実際の設置図又はこれに代わるもの	自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
11	太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナの定格出力が分かる書類の写し	自由	○										
12	災害時に地域で電力を提供する場合、地域との連携協定に関する資料又はそれを証する書類（写し）	自由		○									

※シートを分割・削除しないで1つのファイルで送ってください。

No	書類名	様式	事業区分								形式	
			太陽光発電設備	蓄電池	高機能換気設備	高効率照明機器	高効率空調機器・高効率給湯器	コージェネレーションシステム	ZEH、ZEH+	充放電設備、充電設備、外部給電器		効果促進事業
13	蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディショナの定格出力が分かる書類の写し	自由		○								PDF
14	補助対象設備の能力が分かる書類の写し	自由			○	○	○	○		○		
15	BELLS評価書の写し	-							○			
16	住宅完成後の関係図面	自由							○			
17	完成写真	自由							○			
18	【ZEH+の選択要件で「強化外皮基準」を選択した場合】BELLS 評価書申請時に提出した一次エネルギー消費量計算結果（住宅版）の写し	自由							△			
19	【ZEH+の選択要件で「HEMSによる制御」を選択した場合】相互接続性確認表	自由							△			
20	充放電設備、充電設備の場合、実際に再エネ発電設備と接続して充電を行うことが確認できる資料（システム系統図及び単線結線図等）	自由								○		
21	この効果促進事業による定量的なCO2の削減効果が確認できるもの	自由									○	

(2)書類作成における確認事項

共通

提出書類		確認事項
1	実績報告書（第 15 号様式）	
2	事業経費内訳表（別紙 2）	・事業報告書に記載の金額と一致していること （ZEH は提出不要）
3	事業報告書（別紙 7）	
4	契約書等の写し	・補助対象設備の導入に係る工事の契約書等 ・加えて、補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの ・加えて、PPA 又はリースの場合は、PPA 契約又はリース契約に関わるすべての主体の間の契約書
5	補助対象事業に係る支出を証する書類の写し	
6	【PPA の場合】 本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	
7	【リース契約の場合】 本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	
8	その他執行団体が必要と認める書類	

太陽光発電設備

提出書類		確認事項
9	導入設備の次の部分について、設置後の写真 ア 全ての太陽電池モジュール イ パワーコンディショナ	・パワーコンディショナの写真については、11 で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること ・必要に応じて京都市又は京都市脱炭素先行地域づくり事業のウェブサイトへの掲載等に使用する。ただし、個人が特定される

		写真については、当該部分に適切な措置(モザイク処理等)を施す
10	導入設備の実際の設置図(平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類。以下同じ。)又はこれに代わるもの	
11	太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナの定格出力が分かる書類の写し	・例:メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等

蓄電池

	提出書類	確認事項
9	導入設備の次の部分について、設置後の写真 ア 蓄電池本体 イ パワーコンディショナ ウ 蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ	<ul style="list-style-type: none"> ・13で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること ・必要に応じて京都市又は京都市脱炭素先行地域づくり事業のウェブサイトへの掲載等に使用する。ただし、個人が特定される写真については、当該部分に適切な措置(モザイク処理等)を施す
10	導入設備の実際の設置図又はこれに代わるもの	
12	災害時に地域で電力を提供する場合、地域との連携協定に関する資料又はそれを証する書類(写し)	
13	蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディショナの定格出力が分かる書類の写し	・例:メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等

高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション

	提出書類	確認事項
9	導入設備について、設置後の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・15で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること ・必要に応じて京都市又は京都市脱炭素先行地域づくり事業のウェブサイトへの掲載等に使用する。ただし、個人が特定される写真については、当該部分に適切な措置(モザイク処理等)を施す
10	導入設備の実際の設置図又はこれに代わるもの	

14	補助対象設備の能力が分かる書類の写し	・例：メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等
----	--------------------	----------------------------------

ZEH、ZEH+

提出書類		確認事項
15	BELS評価書の写し	・交付申請時に示したZEHランクの省エネ性能表示を取得していることが分かるもの
16	住宅完成後の関係図面（平面図、立面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等）又はこれに代わるもの	
17	完成写真（住宅外観全体及び高断熱外皮、太陽光発電設備等の関連設備※が写っているもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・※ZEH+で「HEMSによる制御」を選択した場合は、HEMS機器の写真（太陽光発電設備の発電量と、住宅内の暖冷房設備、給湯設備がHEMSと連携されていることが分かるモニター画面の写真を提出すること）又はこれに代わるもの。 ・※ZEH+で電気自動車の充電設備又は充放電設備の要件を選択した場合は、充電設備又は充放電設備、分電盤、車庫の写真を提出すること。 ・必要に応じて京都市又は京都市脱炭素先行地域づくり事業のウェブサイトへの掲載等に使用する。ただし、個人が特定される写真については、当該部分に適切な措置（モザイク処理等）を施す
18	【ZEH+の選択要件で「強化外皮基準」を選択した場合】BELS評価書申請時に提出した一次エネルギー消費量計算結果（住宅版）の写し	・国立研究開発法人 建築研究所が公開するエネルギー消費性能計算プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表の写しを提出すること
19	【ZEH+の選択要件で「HEMSによる制御」を選択した場合】相互接続性確認表	

充放電設備、充電設備、外部給電器

提出書類		確認事項
9	導入設備の次の部分についての導入後の写真 ア 充放電設備、充電設備、外部給電器	<ul style="list-style-type: none"> ・15で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること ・必要に応じて京都市又は京都市脱炭素先行地域づくり事業のウェブサイトへの掲載等に使用する。ただし、個人が特定される

		写真については、当該部分に適切な措置（モザイク処理等）を施す
14	補助対象設備の能力が分かる書類の写し	・例：メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等
20	充放電設備、充電設備の場合、実際に再エネ発電設備と接続して充電を行うことが確認できる資料（システム系統図及び単線結線図等）	

効果促進事業

	提出書類	確認事項
21	この効果促進事業による定量的なCO2の削減効果が確認できるもの	

1.4 実績報告書の記入例と注意点

以下の記入例は、太陽光発電設備及び蓄電池の実績報告の一例です。作成の際は、実績内容に応じて必要箇所に記入してください。

第15号様式（第13条関係）

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金実績報告書		・提出日又は投函日
(宛先) 株式会社イー・コンサル 代表取締役 榎原 友樹 様	2025年2月14日	
申請者の所在地・住所 〒604-0000 京都市京都市〇〇区 〇〇町〇番地〇	申請者 (法人の場合)名称・代表者の職名・氏名 (個人の場合)氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 京都 太郎	
	電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 ※日中連絡がつく番号としてください。	
	メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇〇〇	

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要領第13条第1項の規定により、年 月 日付で交付決定通知を受けた補助対象事業の実施実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

・交付額決定通知書の右上に記載している日付を転記

1 補助対象事業の内容、確定補助対象経費、交付申請額

(1) 補助事業の内容

詳細は、事業報告書（別紙7）及び事業費内訳表（別紙2）のとおり

※ ZEH、ZEH+の場合は、事業報告書（別紙7）のとおり

※ 既存住宅断熱改修の場合は、事業報告書（別紙7）及び断熱改修経費明細書（別紙3）のとおり

(2) 交付決定額（千円未満切捨て）

金 1, 176, 000円

補助対象事業	補助対象設備	交付決定額
再エネ設備整備	太陽光発電設備	515,000円
基盤インフラ整備	蓄電池	661,000円
		円
		円
		円

2 補助対象事業の開始及び完了の日

開始日 2024年11月1日

完了日 2025年2月3日

3 交付申請時から実績報告までの間に、補助金額の変更を伴わない範囲で申請内容を変更した場合は、その内容

・補助金額の変更を伴わない軽微な変更があった場合に記入

4 委任状

私は、要領第17条に規定する実績報告手続の代行について、以下の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	
担当者氏名	
所在地	
電話番号	- -
メールアドレス	
営業日	

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、執行団体からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

5 同意事項

私は、次の事項について同意します。

- 実績報告書の添付書類として提出する補助対象設備の設置後写真について、京都市が、京都市又は京都市脱炭素先行地域づくり事業のウェブサイトへの掲載等に使用すること。ただし、個人が特定される写真については、当該部分に適切な措置（モザイク処理等）が施されるものとします。

<自家消費割合の報告>

太陽光発電設備に係る補助金の交付を受けた方は、事業の完了の日の属する年度の翌々年度の7月31日までに、自家消費割合実績報告書（第21号様式）を執行団体等に提出してください。

需要家の敷地内に本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上としてください。

→ 一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上自家消費できるか試算してください。

（補足）太陽光発電設備の業務用、家庭用の区分例

	業務用	家庭用
用途	事務所 店舗 集合住宅（50kW以上）自治会館	住宅 集合住宅（50kW未満）

※ 事業完了時点で太陽光発電設備を導入した新築住宅に居住者がいない場合、当該住宅の購入者が居住を始めた年度の翌年度1年間の自家消費割合を、その翌年度の7月末までに追加で提出してください。

※ 店舗兼住宅については、店舗部分を店舗用、住宅部分を家庭用と定め、全体に占める割合を面積から算出し、消費する電力量は業務用50%以上、家庭用30%以上自家消費できるか試算してください。全体に占める割合の算出が困難な場合には、業務用として、試算してください。

※ 新築する住宅に対象設備を設置し、同一敷地内の工場で電力を消費する場合、工場で100%消費するのであれば、業務用として取扱います。自宅でも使用する場合は想定される用途ごとに按分してください。

（例）需要家A（一般家庭）と需要家B（工場）が同一敷地内にあり、設置した太陽光発電設備から自営線で両方に電力供給する場合

→ 需要家Aと需要家Bの電力消費量を算出し、以下の条件を満たしてください

$$\frac{(A \text{ の電力消費量} + B \text{ の電力消費量})}{\text{発電量}} > \frac{(A \text{ の電力消費量})}{(A \text{ の電力消費量} + B \text{ の電力消費量})} \times 0.3 + \frac{(B \text{ の電力消費量})}{(A \text{ の電力消費量} + B \text{ の電力消費量})} \times 0.5$$

1 5 交付金の請求に関する提出書類

交付額決定通知書(第 16 号様式)を受けた事業者は、14 日以内に補助金交付請求書(第 17 号様式)及び添付書類※を、補助金事務局まで提出してください。

※補助金振込先の口座名義人(フリガナ)、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し

1 6 変更・廃止に係る提出書類

補助対象事業の計画を変更・廃止する場合

1. 変更承認申請書(第 9 号様式) / 廃止承認申請書(第 10 号様式)
2. 申請内容の変更・廃止に係る資料
3. その他執行団体が必要と認める資料

1 7 申請取下げに係る提出書類

交付決定の内容または条件に不服のある場合

申請取下書(第 8 号様式)

※交付決定通知を受けた日の翌日から起算して 20 日を経過した日までに提出してください。

1.8 添付書類作成例

(1) 蓄電池のパッケージ型番がS I Iに登録済であることが分かる書類

現在S I Iに登録されている蓄電システムのパッケージ型番は、「一般財団法人 環境共創イニシアチブ」のホームページから確認することができます。以下の確認方法で検索し、ウェブページをPDF化するなどして添付してください。

【確認方法】

- ① [登録済 製品一覧 | ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス \(ZEH\) 支援事業 | SII 一般社団法人 環境共創イニシアチブ Sustainable open Innovation Initiative](#) にアクセス又は、「蓄電システム登録済製品一覧」などで検索
- ② 「メーカー一覧から検索する」をクリックし、設置予定の蓄電システムのメーカー名を選択
- ③ 「**S I I登録型番 (パッケージ型番)**」に設置予定のパッケージ型番を入力し、「検索する」ボタンをクリック

一般社団法人
sii 環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

文字サイズ **小** 中 大 ENHANCED BY Google

トップ | 新着情報 | 公開データ | リンク集 | 法人概要

ホーム > 【環境省戸建ZEH】令和2年度 環境省によるZEH補助金 > 蓄電システム登録済製品一覧

蓄電システム登録済製品一覧

登録製品を検索できます。
 ※製品の詳細仕様については、各製品情報のページよりご確認ください。各製造事業者へお問い合わせください。
 ※登録製品であっても、登録日、及び交付決定通知日より前に契約・工事着工された場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

令和3年1月27日時点

メーカー一覧から検索する | 条件を指定して検索する

メーカー名

SII登録型番 (パッケージ型番)

製品名

ECHONET Liteのリリースバージョン

ECHONET Lite AIF認証

検索する

登録日	メーカー名	製品名	パッケージ型番	定格出力 (kW)	※1 電力変換効率 制御タイプ	※2 初期突始容量 (kWh)	※3 蓄電容量 (kWh)	ECHONET Lite Releaseバージョン	※4 ECHONET Lite AIF認証	※5 産経省経済産業省等認証	※6 保証年数	ホームページ開口径
2022/00/00	〇〇株式会社	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	有	有	1.5年	〇〇

対象設備の内容であることを確認

(2) CO2 削減量の計算例

所定の計算書を用いた例を以下に示します。独自の計算方法により CO2 削減量を算出することも可能です。その場合、算出の根拠を示した書類を提出してください。

【太陽光発電設備】

太陽光発電設備導入に係るCO₂排出削減量計算書

(計算書の使い方)

黄色のセルに数値を入力すると、CO₂排出削減量が自動で計算されます

太陽光パネルの型番を記載してください。

NO.	建物名	設備メーカー	設備型番	発電出力 [kW]	年間発電量 [kWh/年]
例	事務所1	〇〇〇株式会社	ABI 23-C4、CD567-E8	10.0	12,001
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

太陽光パネルのメーカーを記載してください。

計算結果

年間総発電量[kWh/年]	
年間CO ₂ 排出削減量[kg-CO ₂ /年]	
累計CO ₂ 排出削減量[kg-CO ₂]	

【蓄電池】

蓄電池導入に係るCO₂排出削減量計算書

(計算書の使い方)

黄色のセルに数値を入力すると、CO₂排出削減量が自動で計算されます。

NO.	建物名	蓄電池メーカー	蓄電池型番	蓄電容量 [kWh]	太陽光発電の 発電出力 [kW]	太陽光発電の 1日あたり発電量 [kWh/日]	太陽光発電の 自家消費率 [%]	太陽光発電の1日 あたり余剰電力量 [kWh/日]	余剰電力の 1日あたり蓄電量 [kWh/日]	1日当たり CO ₂ 排出削減量 [kg-CO ₂ /日]
例	事務所I	〇〇〇株式会社	ABC-12	16.0	5.0	16.4	30%	11.5	11.5	5.1
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

蓄電池設置前の自家消費率を入力してください。ここでは業務用：50%、家庭用：30%を下回っていても問題ありません。

計算結果

年間CO ₂ 排出削減量[kg-CO ₂ /年]	
累計CO ₂ 排出削減量[kg-CO ₂]	

【照明器具】

撤去前の既設設備の銘板等が見当たらない場合、撤去前の設備が導入された年度がわかる場合はその年度の同様の機器の平均的なスペック値を用いてCO2削減量の計算などを行なってください。導入された年度がわからない場合は撤去前の設備の法定耐用年数から導入年度を推定してください。

照明器具更新に係るCO₂排出削減量計算書

(計算書の使い方)

黄色のセルに数値を入力すると、CO₂排出削減量が自動で計算されます。

※「調光制御内容」については、リストから選択してください。

営業日数		NO.	室名	照明点灯時間 [h/日]	照明器具(既設)				センサー付きLED照明器具(新設)						照明器具更新による CO ₂ 排出削減量 [kg-CO ₂ /年]		
					照明器具メーカー	照明器具型番	器具台数 [台]	消費電力 [W/台]	消費電力量 [kWh/年]	CO ₂ 排出量 [kg-CO ₂ /年]	照明器具メーカー	照明器具型番	調光制御内容 [※]	削減 係数		器具台数 [台]	消費電力 [W/台]
例	事務所1	8	OO電気	AA-12348-BC	20	100	3,792	1,672	◇◇電機	LED-1234	スケジュール制御	0.95	20	40	1,441	635	1,037
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
1																	
2																	
3																	
合計	237																

計算結果

年間CO ₂ 排出削減量[kg-CO ₂ /年]	
累計CO ₂ 排出削減量[kg-CO ₂]	

【全熱交換器】

全熱交換器設置に係るCO₂排出削減量計算書～Ver.1.0～

(計算書の使い方)

黄色のセルに数値を入力すると、CO₂排出削減量が自動で計算されます。

※「補助要件確認」に「NG」が表示された場合、「換気量」または「熱交換率」の値が補助要件を満たしていません。入力内容に間違いがないかご確認ください。

空調使用日数			全熱交換器				空調(共通)								空調(全熱交換器設置前)			空調(全熱交換器設置後)			全熱交換器によるCO ₂ 排出削減量 [kg-CO ₂ /年]									
			NO.	室名	人員 [人]	風量 [m ³ /h]	換気量 [m ³ /h・人]	熱交換効率 [%]	補助要件確認 [※]	型番	台数 [台]	運転時間 [h/日]		定格能力 [kW/台]		消費電力 [kW/台]		COP		消費電力量 [kWh/年]			CO ₂ 排出量 [kg-CO ₂ /年]	消費電力量 [kWh/年]			CO ₂ 排出量 [kg-CO ₂ /年]			
												冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房		暖房	冷房	暖房	年間	冷房	暖房	年間	冷房	暖房
月	冷房	暖房	例	会議室	10	1,000	100	60%	OK	○○○○50○○	1	5	5	50.0	56.0	7.1	7.8	7.0	7.2	1,393	1,317	2,709	1,195	1,142	1,001	2,142	945	250		
4			1																											
5	20		2																											
6	20		3																											
7	20		4																											
8	15		5																											
9	20		6																											
10	5		7																											
11		5	8																											
12		20	9																											
1		15	10																											
2		20	11																											
3		20	12																											
合計	100	85	13																											
			14																											
			15																											

建築物の構造上、一人あたり毎時 30 m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計してください。

計算結果

年間CO ₂ 排出削減量 [kg-CO ₂ /年]	250
累計CO ₂ 排出削減量 [kg-CO ₂]	

【充放電設備】

充放電設備導入に係るCO₂排出削減量計算書

(計算書の使い方)

黄色のセルに数値を入力すると、CO₂排出削減量が自動で計算されます。

NO.	建物名	設備メーカー	型番	車載蓄電池 容量 [kWh]	太陽光発電の 発電出力 [kW]	太陽光発電の 1日あたり発電量 [kWh/日]	太陽光発電の 自家消費率 [%]	太陽光発電の1日 あたり余剰電力量 [kWh/日]	余剰電力の 1日あたり蓄電 量 [kWh/日]	電気自動車の走行 による余剰電力の 1日あたり消費量 [kWh/日]	1日あたり CO ₂ 排出削減量 [kg-CO ₂ /日]
例	事務所1	〇〇〇株式会社	ABCD-123	40.0	5.0	16.4	30%	11.5	11.5	2.3	1.0
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

充放電設備設置前の自家消費率を入力してください。ここでは業務用：50%、家庭用：30%を下回っていても問題ありません。

計算結果

年間CO ₂ 排出削減量[kg-CO ₂ /年]	
累計CO ₂ 排出削減量[kg-CO ₂]	

【 ZEH・ZEH+ 】

ZEH・ZEH+に係るCO₂排出削減量計算書

(計算書の使い方)

黄色のセルに数値を入力すると、CO₂排出削減量が自動で計算されます。

※1「建物の構造」と「建物の性能目標」については、リストから選択してください。

※2「設計一次エネルギー消費量」及び「基準一次エネルギー消費量」については、「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム」などを活用して算出してください。

※3「性能目標の省エネ率達成確認」に「NG」が表示された場合、入力された「設計一次エネルギー消費量」がZEHまたはZEH+の基準を満たしていません。入力内容に間違いがないかご確認ください。

NO.	建物名	建物の構造※1	耐用年数 [年]	建物の 性能目標※1	設計一次 エネルギー消費量※2 [MJ/(戸・年)]	基準一次 エネルギー消費量※2 [MJ/(戸・年)]	省エネ率 [%]	性能目標の 省エネ率 達成確認※3	太陽光発電設備 の発電出力 [kW/戸]	年間発電量 [kWh/年]	基準 CO ₂ 排出量 [kg-CO ₂ /年]	省エネによる CO ₂ 排出削減量 [kg-CO ₂ /年]	再エネによる CO ₂ 排出削減量 [kg-CO ₂ /年]	ZEH・ZEH+の CO ₂ 排出削減量 [kg-CO ₂ /年]	ZEH・ZEH+の CO ₂ 排出量 [kg-CO ₂ /年]
例	住宅A	木造・合成樹脂造	22	ZEH	64,000	80,000	20%	OK	5.0	6,001	7,436	1,487	2,646	4,133	3,302
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															

「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム」を活用した場合、設計一次エネルギー消費量と基準一次エネルギー消費量はそれぞれ BEI 計算時の「建築物エネルギー消費性能誘導基準」の値を記載してください。記載時には単位 (MJ) にご注意ください。

計算結果

年間CO ₂ 排出削減量[kg-CO ₂ /年]	
うち省エネによる削減量[kg-CO ₂ /年]	
うち再エネによる削減量[kg-CO ₂ /年]	
累計CO ₂ 排出削減量[kg-CO ₂]	

【EHP 空調】

EHP空調更新に係るCO₂排出削減量計算書～Ver1.0～

(計算書の使い方)

黄色のセルに数値を入力すると、CO₂排出削減量が自動で計算されます。

※1「計算方法」については、リストから選択してください。カタログ等の記載内容に応じて計算方法が異なります。

「消費電力から計算」を選択した場合、APFの入力は任意です。「APFから計算」を選択した場合、「定格消費電力」の入力は任意です。

※2「設備の種類」については、リストから選択してください。ビルトイン型やダクトで空調に設置されているものを「業務用」、そうでないものを「家庭用」とします。

撤去前の既設設備の銘板等が見当たらない場合、撤去前の設備が導入された年度がわかる場合はその年度の同様の機器の平均的なスペック値を用いてCO₂削減量の計算などを行なってください。導入された年度がわからない場合は撤去前の設備の法定耐用年数から導入年度を推定してください。

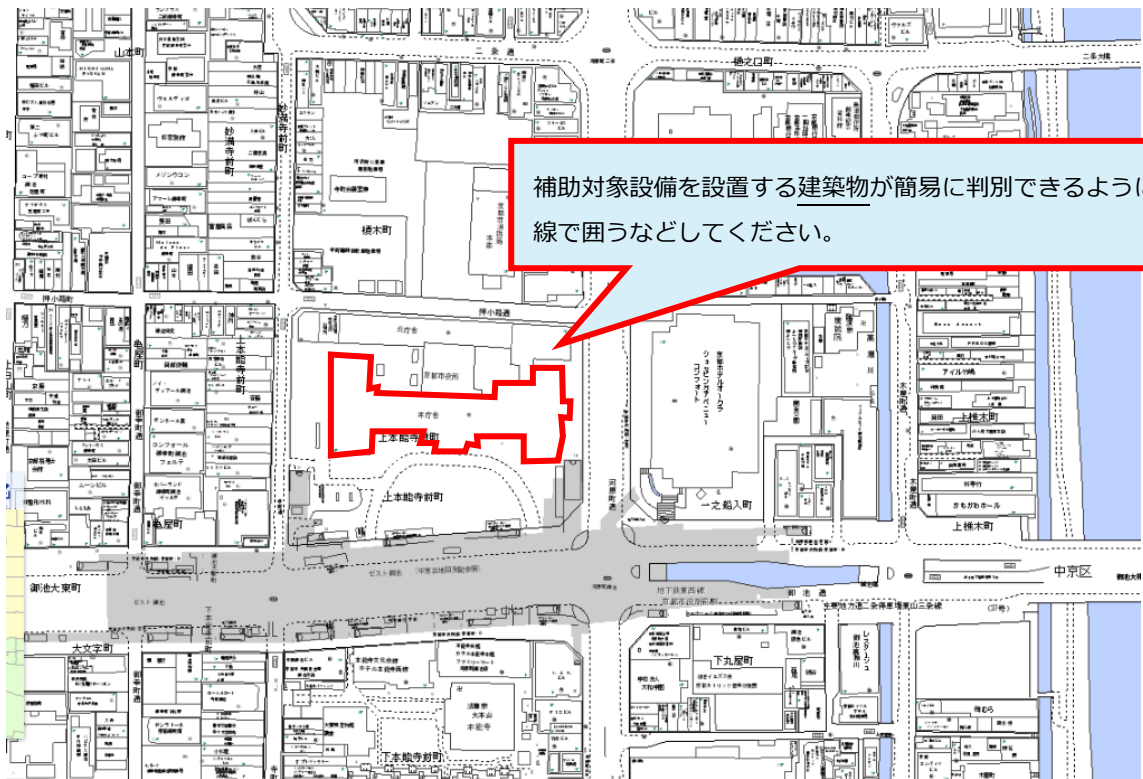
空調使用日数			NO.	室名	台数 [台]	計算方法 ^{※1}	EHP空調(既設)										EHP空調(新設)										EHP更新による CO ₂ 排出 削減量 [kg-CO ₂ /年]												
							型式	運転時間 [h/日]		定格能力 [kW/台]		定格消費電力 [kW/台]		APF	COP		消費電力量 [kWh/年]		CO ₂ 排出量 [kg-CO ₂ /年]	型式	設備の種類 ^{※2}	耐用年数 [年]	運転時間 [h/日]		定格能力 [kW/台]			定格消費電力 [kW/台]		APF	COP		消費電力量 [kWh/年]		CO ₂ 排出量 [kg-CO ₂ /年]				
月	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房		暖房	冷房	暖房	冷房		暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房	暖房	冷房		暖房	冷房	暖房						
1			例	会議室		消費電力から計算	ABOC056CQ	12	10	56.0	63.0	11.2	12.4	5.3	5.0	5.1	5,240	4,198	4,435	4,162	CO2050CQ	業務用(業務用空調機)	13	12.4	11.3	50.0	56.0	7.1	7.8	7.4	7.0	7.2	3,721	2,971	4,691	2,951	1,211		
4		5	1																																				
5	20		2																																				
6	20		3																																				
7	20		4																																				
8	15		5																																				
9	20		6																																				
10	5		7																																				
11		5	8																																				
12		20	9																																				
1		15	10																																				
2		20	11																																				
3		20	12																																				
合計	100	85	13																																				

計算結果

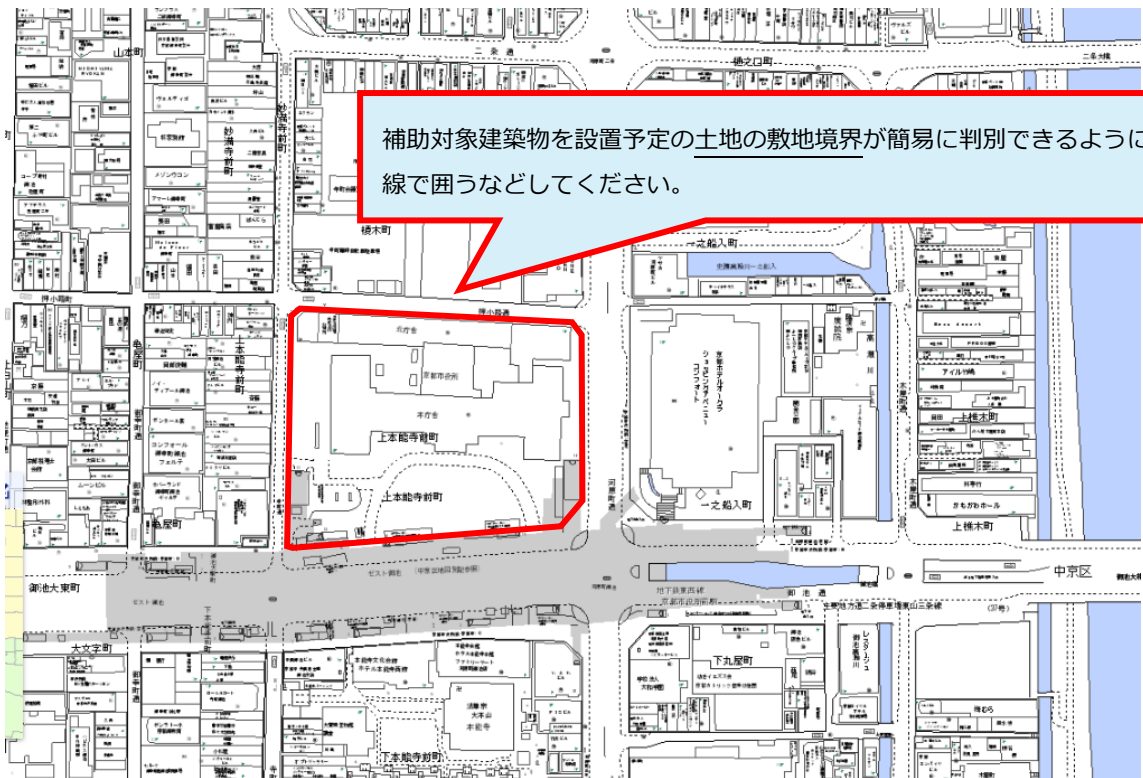
既存CO ₂ 排出削減量[kg-CO ₂ /年]	
累計CO ₂ 排出削減量[kg-CO ₂]	

(3) 補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の地図

【補助対象設備の設置場所の地図】



【補助対象建築物（ZEH,ZEH+）の建築予定場所の地図】



19 見積書の記載例

名称	仕様・規格	数量	単位	単価	金額（税抜）
太陽光発電設備					
太陽電池		1	式		〇〇〇〇
架台		1	式		〇〇〇〇
パワーコンディショナー		1	台		〇〇〇〇
表示装置		1	台		〇〇〇〇
データ収集装置		1	台		〇〇〇〇
接続箱		1	式		〇〇〇〇
変換器箱		1	式		〇〇〇〇
計測機器		1	式		〇〇〇〇
付属品		1	式		〇〇〇〇
機器間ケーブル工事		1	式		〇〇〇〇
搬入費		1	式		〇〇〇〇
搬出費		1	式		〇〇〇〇
据付費		1	式		〇〇〇〇
試験調整費		1	式		〇〇〇〇
諸経費	(福利厚生費含む)	1	式		〇〇〇〇
【小計】					¥8,000,000

※見積書に記載の内容を別紙2に費目ごとに分配し、転記してください。

別紙2 事業費内訳表

※本様式は事業ごとに作成すること
 ※補助対象経費の根拠となる見積書等も併せて提出すること

1 設備整備事業（太陽光発電設備、蓄電池、高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション）

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
補助対象経費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及試験費		円
	設備費	設備費	
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
合計			0円

- ・補助対象経費について、別紙2と見積書等の内訳を比較した場合に、見積書等のどの項目が別紙2のどの費目に該当するのか不明瞭な場合は、項目ごとに対応する費目を示す書類を添付すること。
- ・見積書等の値引き額や調整費について、見積書等の内訳の中のどの項目から減額されているのか不明瞭な場合は、それが分かる書類を添付すること。

(資料作成例)

	項目	金額	値引き内訳	費目
1	太陽光発電パネル	600,000	0	材料費
2	パワーコンディショナー	200,000	0	材料費
3	設置架台	100,000	0	材料費
4	設備設置工事	300,000	-10,000	労務費
5	架台設置工事	50,000	-10,000	労務費
6	瓦	150,000	0	補助対象外
7	瓦修繕工事	100,000	-32,045	補助対象外
8	補助金申請費	30,000	0	補助対象外
9	法定福利費	67,500	0	一般管理費
10	値引き	-52,045	-52,045	
	合計(税抜)	1,545,455		
	合計(税込)	1,700,000		

内訳書上のどの項目に対する値引きなのかを示す。

内訳書上の項目ごとに、別紙2のどの費目に該当するのかを示す。

補助対象外経費となる項目があれば、分かるようにする。

2 0 関連ダウンロードファイル

- [京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要領](#)
- [地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領](#)
- [地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙 1・先行地域対象事業要件）](#)
- [地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表 1-4・対象経費）](#)